

長野県高等学校等奨学金等の貸与を希望する皆さんへ

長野県では、向学心を有しながら、経済的理由により修学が困難である者の修学の奨励及び通学費の負担の軽減を図るため、長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費の貸与を行っています。

貸与された奨学金及び遠距離通学費は、卒業後に返還していただき、後輩奨学生への貸与に再び活用されることになります。

貸与を希望する方は、申込条件、返還方法等を十分理解した上で申し込んでください。

1 申込みの条件

(1) 奨学金

保護者が県内に居住し、高等学校等に在籍する者のうち次の要件に該当する者。

ア 成績要件を満たし、経済的理由により修学が困難な者。

なお、申込者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護基準額の1.5倍以下である場合等には、学業成績に関わらず貸与を受けることができます。

(2) 遠距離通学費

保護者が県内に居住し、高等学校等に在籍する者のうち次のいずれかに該当する者。

ア 通学費等（交通機関の運賃及び生徒が借用する下宿、借間、寮等の下宿代、借間代、寮費等）の月額が8,000円以上であって、経済的理由により修学が困難な者。

イ 生活保護世帯、住民税非課税世帯又はこれらに準ずる程度の生活が特に困難な世帯の者で、通学費等の月額が8,000円に若干満たない者。

(1)、(2)とも年度の中途での修学費用負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった場合は、個々に相談に応じます。

2 借りられる金額・期間

(1) 貸与月額

ア 奨学金

公立	私立
18,000円	30,000円

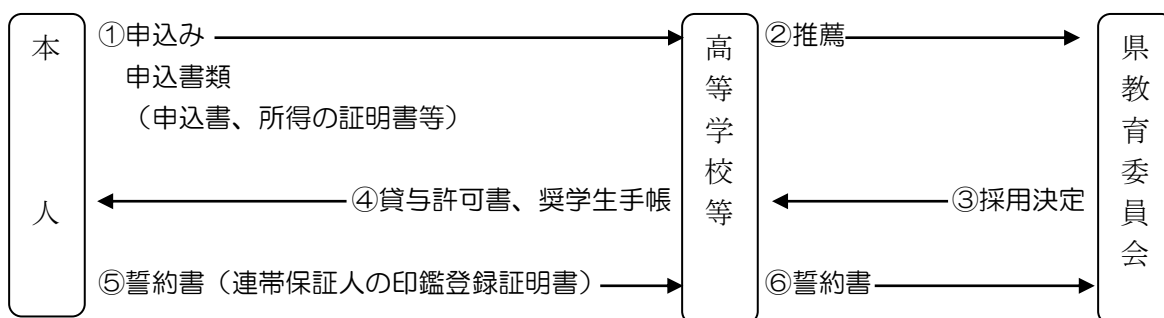
イ 遠距離通学費

貸与月額
通学費等の月額に10分の7を乗じて得た額。（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） ただし、26,000円を上限とする。

(2) 貸与期間

入学から卒業までです。ただし、正規の修業期間を超えて貸与することはできません。

3 申込みから決定まで（手続きはすべて学校を通じて行います）



4 奨学生・遠距離通学生になったら

奨学生等に決定されると学校から**奨学生手帳**と**誓約書**の用紙が交付されます。

奨学生手帳にある長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程を守り、必要な手続きは怠りなくすみやかに行ってください。

また、**誓約書は連帯保証人2人**と連署して提出してください。連帯保証人のうち、1人は保護者又は後見人とし、他の1人は生計を一にしない別世帯の成年者（原則として60歳未満の者）としてください。

誓約書の提出がない場合や連帯保証人の要件を満たさない場合には、貸与を休止します。提出、再提出が相当期間ない場合は、貸与決定を取り消し、貸与済み分がある場合は返還を求めます。

誓約書には連帯保証人の印鑑登録証明書を添付いただきます。

5 奨学生等に決定されなかったら

選考の結果候補者に決定されないことがあります。申込み時の学業成績により選考を行いますので、希望を失わずに何度でも申込みを行ってください。

6 貸与が終了した時は

連帯保証人2人と連署した借用証書を提出することになります。

連帯保証人については、原則として**誓約書と同じ者**です。

誓約書提出から年月が経過するためか、この段階になって、別生計の連帯保証人に断られて他に見つからない事例が見受けられます。この場合には、貸与取り消しとし即時一括返還を求めることになりますので、この点も考えて4の誓約書の連帯保証人を見つけてください。

7 返還するには

奨学金及び遠距離通学費は、卒業した年の翌年から、貸与期間の3倍に相当する期間内に年賦（年1回、6月）又は半年賦（年2回、6月と12月）もしくは月賦払い（口座振替の場合のみ可能）の方法で返還することになります。

返還金は、口座振替による自動引落しか、または県がその都度送付する納入通知書により返還していただきます。

指定した期日までに納入し、返還義務を誠実に履行してください。

8 返還に困った時は

- (1) 卒業後に進学したとき又は疾病その他の事由により返還が困難なときは、願い出により相当期間返還が猶予されます。該当する場合は、忘れずに返還猶予願を提出してください。
- (2) 死亡又は心身の故障等のため返還ができなくなったときは、願い出により返還金の一部又は全部が免除されることがあります。